

# 業務指示書

## ケニア国無収水削減能力向上プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年6月30日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 江尻 幸彦 Ejiri.Yukihiko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年7月6日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではあります。が、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：無収水削減対策に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います  
(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)  
( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。  
(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／無収水管理1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：無収水管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 配水管網（マッピング／管網解析）】

- 1) 類似業務の経験：マッピング／管網解析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 研修計画／研修管理】

- 1) 類似業務の経験：研修計画／研修管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限： 2016年7月15日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KES1 = 1.106000 円 , US\$1 = 110.3330 円 , EUR1 = 122.60000 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プrezentationは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： 7月22日(金) 10:00～11:30  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所：JICA本部（麹町）2階 No.208会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム  
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。  
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)  
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。  
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
  - c) 電話会議  
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。  
具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／無収水管理1

配水管網（マッピング／管網解析）

研修計画／研修管理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

53.60 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年8月15日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)  
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
ケニア国無収水削減能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／無収水管理 1	(21.00)	( 8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 8.00)
カ) 類似業務の経験	—	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	—	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 配水管網（マッピング／管網解析）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 研修計画／研修管理	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

国土の約8割が乾燥・半乾燥地であるケニアでは、人口増加による影響により一人あたりの利用可能な水資源が減少し、国民の間で水ストレスが発生するとされている。ケニア政府は、水資源の有効活用のために無収水削減を優先して取り組むべき課題と位置づけており、水道事業体(Water Service Provider以下、WSP)の独立採算制への移行に伴い、財政的観点から多くのWSPが自主的に無収水削減対策に取り組んできた。結果として2010年当時は全国平均60%だった無収水率が、2015年には約42%(推計)<sup>1</sup>まで削減されたが、2025年までに全国平均無収水率を25%に下げるという目標達成のためには未だ課題が山積している。

係る状況を踏まえ、我が国は「カプサベット(Kapsabet)給水事業計画(2007~2010年)」「エンブ市及び周辺地域給水システム改善計画」(2010~2013年)、ナロック(Narok)給水計画(2013~2016年)」の3件の無償資金協力と並行し、「無収水管理プロジェクト」(2010~2014年)(以下、前プロジェクト)を実施した。前プロジェクトにより、パイロット先として選定したエンブ、ナロック、カプサベットのWSPは、上述の3件の無償資金協力によるハード面の整備に加え、無収水への対応能力強化、ケニア水道研修所(Kenya Water Institute以下、KEWI)における無収水短期コースの設置を行い、ケニア国内のWSPが無収水削減計画を作成するために必要な体制を構築した。一方、計画を作成する体制は整ったものの、その計画の内容がWSPの実務能力や財務状況、人員体制を十分に考慮した内容となっていないこともあり、策定した計画に基づいた削減活動を実施しているWSPは少ない。そのため、前プロジェクトの成果を活かしつつ、WSPが現実的な計画に基づき無収水を削減するために必要な支援体制を構築することが求められている。

以上より、2014年にケニア政府から要請された「無収水削減能力向上プロジェクト(以下、本プロジェクト)」では、WSPのみならず、その関連機関も併せて強化することで、WSPが持続的に無収水を削減するための支援体制を構築することとなった。

### 2. 本プロジェクトの概要

#### (1) 上位目標

無収水削減に係る支援体制により、Urban WSP<sup>2</sup>の無収水削減活動が活性化する。

<sup>1</sup> 出典：2015年12月 水道事業監督局(WASREB) 年次報告書

<sup>2</sup> Impact Report version 7では、ケニアのWSPは給水人口に基づき都市部水道事業体(Urban WSP)と村落部水道事業体(Rural WSP)に分類されているが、Rural WSPは給水人口が3000人以下と小規模であり、かつUrban WSPと比して業務実施体制及び実施能力が低く、プロジェクトの成果の持続可能性の点で懸念がある。そのため、本プロジェクトでは裨益対象をUrban WSPに対象を限定している(2015年12月3日付MMでケニア側と合意済み)。

## (2) プロジェクト目標

Urban WSP が無収水削減活動を実施するための支援体制が確立される。

## (3) 成果

成果 1 水・灌漑省 (Ministry of Water and Irrigation 以下、MWI) の無収水対策ユニットによる無収水削減活動の促進・調整機能が強化される。

成果 2 Urban WSP による無収水削減基準の利用が、水道事業監督局 (Water Service Regulatory Authority 以下、WASREB) により促進される。

成果 3 KEWI の無収水に関する研修実施能力が強化される。

成果 4 Urban WSP の無収水削減計画の策定及び実施能力が向上する。

成果 5 Urban WSP 間で、無収水削減活動に関する知見や情報の共有が行われる。

## (4) 活動の概要

- 1.1 MWI 無収水ユニットが、WASREB と協力して、無収水削減に関するデータを含めた無収水削減年次報告書を作成する。
- 1.2 MWI 無収水ユニットが、カウンティに対する無収水削減に関する啓発活動を企画・実施する。
- 1.3 MWI 無収水ユニットが、無収水削減に関するキャンペーンを企画・実施する。
- 1.4 MWI 無収水ユニットが、KEWI の無収水コースのレビューを行う。
- 1.5 MWI 無収水ユニットが、WASREB の無収水削減活動に関するレビューを行う。
  - 2.1 WASREB が現無収水削減基準に関する利用状況の調査を行う。
  - 2.2 利用状況の調査及び成果 4 と 5 の結果を踏まえて、無収水削減基準の改訂を行う。
  - 2.3 WASREB がワークショップを通して、改訂された無収水削減基準の利用を促進する。
  - 2.4 WASREB が、MWI 無収水ユニットにより実施された無収水削減活動に関するレビュー結果を活動に導入する。
  - 2.5 WASREB は改訂された無収水削減基準の利用についてモニタリングし、評価結果を取りまとめる。
    - 3.1 KEWI が、無収水削減コースに関する現状を把握し、課題を抽出する。
    - 3.2 KEWI が、無収水削減研修に関する戦略とコースの内容を見直す。
    - 3.3 KEWI が、リーディング WSP (エンブ、メルー他) と共に、無収水削減実務研修を実施する。
    - 3.4 KEWI が、無収水削減実務研修の結果を、無収水削減コースの内容や教材に反映する。
    - 3.5 KEWI が、MWI 無収水ユニットにより実施されたレビューの結果を、

- 無収水削減コースの内容に反映する。
- 3.6 KEWI が、無収水削減コースに参加した受講生に対し、トレーススタディー（追跡調査）を実施する。
  - 4.1 プロジェクトチームが、パイロット WSP を選定するために必要な調査を実施する。
  - 4.2 各パイロット WSP は、現在の無収水削減活動についての分析を行い、課題を抽出する。
  - 4.3 各パイロット WSP が、課題解決の方法を特定し、無取水削減計画を策定する。
  - 4.4 各パイロット WSP が、無取水削減計画に基づく、財務計画を含む無収水削減年間計画を策定する。
  - 4.5 各パイロット WSP が、無収水削減年間計画を実施する。
  - 4.6 各パイロット WSP が、実施結果を評価・分析し、計画を更新する。
  - 4.7 各パイロット WSP が、無収水削減活動報告書を毎年作成する。
  - 4.8 各パイロット WSP が、WSP 関係部署が参加する無収水削減に関する会議を定期的に開催する。
- 5.1 MWI 無収水ユニットが、他機関と共同で無収水関連の定期会合を開催する。
  - 5.2 WASREB が無取水削減活動に関するケーススタディーや知見を収集する。

#### (5) 対象地域

ケニア全国（ナイロビ<sup>3</sup>及び各水道事業地域局（Water Service Board 以下、WSB）所管の地域から選定されるパイロット WSP）

※本プロジェクトのパイロット WSP は、全国 8箇所の WSB 管轄地域から必要な手続きを経た上で、計 9箇所選定する。既にパイロット WSP 候補としてタナ WSB からエンブ及びメールを選定済みであるが、コンサルタントは、本プロジェクト開始後、各 WSB に所属する合計 11 箇所の Urban WSP を調査し、その中から 7 箇所のパイロット WSP 候補を選定する。

#### (6) 関係官庁・機関

MWI、WASREB、KEWI、パイロット WSP、ケニア水道事業体協会（Water Service Provider Association 以下、WASPA）

※うち、実施機関は MWI、WASREB、KEWI

### 3. 業務の目的

本プロジェクトに関し、締結済みの R/D (Record of Discussions) に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト

<sup>3</sup> ナイロビ WSP における活動は現段階で想定しておらず、ナイロビに拠点を置く機関と活動することを意味する。該当するカウンターパートは MWI・WASREB・KEWI 本部、主な協力機関は水道事業体協会（WASPA）である。

目標を達成する。

#### 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2016 年 3 月 7 日にケニア政府と締結した R/D に基づいて実施される「ケニア国無収水削減能力向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) 事業のフェーズ（期）分け

本業務については、以下の 3 つの契約期間に分けて実施することを想定している。

- ・第 1 期：2016 年 9 月～2017 年 8 月
- ・第 2 期：2017 年 9 月～2019 年 8 月
- ・第 3 期：2019 年 9 月～2021 年 9 月

このため、各期の契約期間の終了時点において、次期以降の契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA と協議する。

なお、2017 年に実施されるケニア国内の総選挙の影響を鑑み、状況に応じて契約期間は柔軟に変更する方針としている。

##### (2) 全体方針

###### 1) プロジェクトのコンセプト

本プロジェクトは、無収水<sup>4</sup>を削減することを通じて、将来的にはケニアの WSP の経営改善に寄与することを目指している。無収水を削減するためには、WSP の現場における技術（漏水対策や GIS 技術等）も必要だが、これに加えて、経営・戦略方針や無収水削減計画を策定する経営層の能力強化も重要である。

これを踏まえ、前プロジェクトでは 3 箇所のパイロット WSP を対象に計画策定能力の向上と無収水削減能力の向上を支援した。また、全国の WSP が無収水削減計画を作成するための支援体制（WASREB による無収水削減基準の発行、KEWI による無収水研修の開講）を整備した。

本プロジェクトでは、前プロジェクトの成果や、過去の日本の支援により無収水削減を実施したエンブ・メルーをリーディング WSP として活用し、ケニア全国の WSP が無収水を継続的に削減するための体制を整備することを目指す。具体的には、全国の WSB 管轄地域から最低 1 つのパイロット WSP を選定し、KEWI とリーディング WSP（エンブ・メルー）による合同研修を通じて、各 WSP が現実的な無収水削減計画を作成し、削減活動ができるように支援を行う。そこで得られた知見やノウハウを、無収水に係る

<sup>4</sup> 無収水とは、供給したにも関わらず、顧客への請求に至らなかった水の量のことを指し、送配水管等からの漏水や住民による盗水によって発生する。

定期会合や無収水削減基準の改訂などを通じて、プロジェクト対象外のWSPにも共有する。

なお、ケニアでは2014年の社会制度の改変により地方政府(カウンティ)が誕生し、WSPの所管責任を負っている。全国で無収水削減を目指すためにはカウンティに対して実施促進を図る機関が必要であるため、MWIに新設された無収水対策ユニットの実施体制を強化し、カウンティと調整しつつ無収水対策ユニットが全国の無収水削減を推進する体制を整備する。

成果ごとの方針は以下のとおり。

#### 成果1：

本プロジェクトにおいて、無収水対策ユニットは、カウンティやWASREB・KEWIと調整しつつ、主にWSPの無収水削減活動を間接的に実施促進する役割を担う。具体的には、カウンティに対して無収水の理解を深めるための啓発活動を実施する、無収水関連活動を実施するWASREB・KEWIの活動のレビューを行う、カウンティと連携しつつ、パイロットWSPにおいて無収水削減キャンペーンを行うなどである。

これらの活動結果のほか、全国の各WSPの無収水対策への取組み結果を「無収水削減活動に係る年次報告書」として取り纏め、関係各所に情報共有する。この報告書を元に、WSPの責任機関であるカウンティやWASREB・KEWIに対して無収水削減活動の実施促進を図り、ケニア国内で持続的に無収水削減活動を実施するための体制を整備する。

#### 成果2：

Urban WSPがより実務的な無収水削減計画を作成するために、成果4の活動等から得られた知見等に基づき、WSPの監督機能を有するWASREBが、自身が発行する無収水削減基準（ガイドライン、マニュアル類）を改訂する。その際には、Urban WSPの無収水削減状況に応じた段階的なアプローチを提案し、統一性のある内容に同基準を改訂する。その上で、全国のUrban WSPに対して改訂した無収水削減基準の普及・利用を促進し、パイロットWSP以外のUrban WSPも、計画的な無収水削減活動の実施が可能となる基盤を整備する。

#### 成果3：

ケニアで無収水関連の研修を唯一実施するKEWIには、WSPに対して無収水削減活動に必要なノウハウを提供できる機関としての役割が期待されている。しかし、KEWIの講師陣には、水道事業の実務経験者がいないこと、実地研修を行うフィールドを持たないことから、WSP技術者にとって実務的な研修を提供できていない。そのため、KEWIの実務能力を補完するという側面から、無収水対策の現場での知見を有す

るリーディング WSP<sup>5</sup>と連携した合同研修を実施することが有益と考えられる。本プロジェクトでは、その体制を整備し、KEWI の無収水関連コースの内容・実施方法・教材を改善する。合同研修の実施を通じて KEWI 講師の実務に関する知識も向上するため、Urban WSP にとって実務的な研修が整備され、Urban WSP の技術者の能力向上に貢献することが期待される。

なお、プロジェクトのコンセプトを踏まえ、成果 3 の活動はプロジェクト開始 3 年間で終了し、その後は KEWI をパイロット WSP への支援で活用することを目指している。

#### 成果 4 :

パイロット WSP が優先して取り組むべき無収水削減における課題を特定し、その課題に対応する方法を検討・提案する。具体的には、成果 3 で改善された KEWI による実務研修等を活用しつつ、特定の課題に対する無収水削減活動を行い、その活動結果を踏まえパイロット WSP が無収水削減計画を自主的に修正・更新するという流れを、PDCA サイクルに基づきパイロット WSP が習得することを目指す。

#### 成果 5 :

無収水対策ユニットが主導し、WSP のコミュニティである WASPA と連携し、無収水削減活動に係る定期的なセミナーや会合の開催を通じて、成果 4 における活動から得られた知見をパイロット WSP 以外の Urban WSP に共有する。本セミナーや会合により、パイロット WSP 以外の Urban WSP の無収水削減活動を促進することを目指す。加えて、Urban WSP が実践的に無収水削減を行うための資料を作成する。なお、同資料は成果 4 の優良事例を取り纏めることで、無収水削減活動の活性化を促すものとする。

#### 2) Urban WSP に対する支援体制の中心となるべき機関

本プロジェクトでは、第 2 期終了時（プロジェクト開始から 3 年目）までに、Urban WSP に対する支援体制の中心となるべき機関（無収水対策ユニット及び KEWI）の強化を終え、第 3 期（プロジェクト 4 年目～5 年目）は、これらの機関を活用しつつパイロット WSP を支援する方針としている。具体的には、第 2 期中に無収水対策ユニットは無収水削減活動の調整及び関係機関への実施促進に係る活動を自立的に行うことを目指す。また、KEWI はリーディング WSP と連携し実務的な研修を行うとともに、コース

<sup>5</sup> リーディング WSP は、以下の定義に該当するエンブ・メルー WSP を指す。本プロジェクトでは、リーディング WSP は一パイロット WSP として成果 4 に係る活動を行うことに加え、他の WSP に対する技術的助言を行うことも求められている。

“Pilot WSPs which have experiences of implementing JICA projects, and capacity and willingness to support other WSPs, namely エンブ and メルー WSPs.”

内容や教材を自身で改訂するノウハウを習得することを目指す。ただし、現段階で両機関のカウンターパート（Counterpart 以下、C/P）の能力を完全に把握することができないため、特に第1期に関しては、コンサルタントは各活動を進めながら実施機関の能力を十分に把握し、必要に応じて支援体制の在り方や中心となる機関を見直すことが求められる。

### 3) リーディング WSP の位置づけと、活動の成果の展開

本プロジェクトの成果4で対象とするパイロットWSPのうち、リーディングWSPとして位置づけるメルーとエンブを、ケニアにおける日本の無収水対策支援の成功モデルとして位置づける。両WSPは既に基本的な給水施設を持ち、更なる無収水削減に取り組む意欲も高く、無収水の原因も他のパイロットWSP候補と比較して明確である。一方で、他のパイロットWSPは、各WSB管轄区域における将来的なリーディングWSP候補であるものの、過去に上水道分野でJICAが協力した経験がないことから、プロジェクト開始後に無収水の課題を詳細に分析し、課題に対する具体的な対応策を検討する必要がある。

係る状況を踏まえ、本プロジェクトでは第1期からリーディングWSPにおける活動（自己資金による施設整備支援を含む）を開始し、その活動の成果をWASPAの定期会合を通じて他のパイロットWSP等に共有することで、ケニア全体の無収水削減活動を活性化させることを想定している。そのため、コンサルタントは、リーディングWSPを優先的に支援しつつ、他のパイロットWSP等の無収水削減意欲が向上するように、成果4の活動結果を発信する必要がある。

### 4) ケニア側の予算確保

プロジェクトの成果の持続性を担保する観点から、安易にプロジェクト活動に係る費用を全額日本側が負担するのではなく、可能な限りケニア側に資金負担を求めることが望ましい。そのため、本プロジェクトでは、各関係機関の活動に必要な日当・宿泊費等に加え、機材購入費等についても可能な限りケニア側の負担とする方針としている。以上より、コンサルタントは各実施機関の予算要求の時期である毎年12月までに、年間活動計画と予算案の作成支援を行う必要がある。

## （3）実施体制の確立に向けたMOUの締結支援

プロジェクトの各成果における主な実施体制は、MWI（成果1及び成果5）、WASREB（成果2）、KEWI（成果3）、パイロットWSP（成果4）としている。R/Dへの署名者でないパイロットWSPについては、WSPの責任機関であるカウンティ、及び実質的に管轄域内のWSPの業務管理を行っているWSBが、無収水削減活動全体の調整を行うMWIとの間でMemorandum of Understanding（和名：覚書、協定、合意事項等 以下、MOU）を締結することで、成果4に係る活動の実施と負担事項を担保する形としている。そのため、コンサルタントはパイロットWSPがケニア側に承認された後、MOUの

締結に向け、JICA と協力しケニア側を支援する必要がある。

ただし、ケニアでは水法改正により水セクター全体の体制変更が行われる可能性がある。水法改正により、一部実施機関の権限や役割が変更となる可能性もあるため、水法改正の段階で各機関の役割や権限を改めて確認し、必要に応じて実施体制の見直しや MOU の内容を変更するなどの対応を行う。

#### (5) 評価 5 項目に留意した計画的なプロジェクト運営と柔軟性の確保

評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に十分留意し、プロジェクトデザインマトリックス（PDM）や活動計画（PO）に沿った計画的かつ効果的・効率的なプロジェクト運営を行うこと。

一方、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P の能力やプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことも必要である。

コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗や成果の発現状況を把握し、必要に応じてプロジェクトの方向性や活動内容につき、適宜 JICA に提言することが求められる。JICA は、これら提言を検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

#### (6) プロジェクト開始時に決定すべき事項

ケニア側と 2015 年 12 月 4 日付で締結したミニツでは、プロジェクト開始 3 カ月以内に①無収水対策ユニットの人員体制の確認②パイロット WSP の選定③供与資機材の決定④第三国／本邦研修先の決定の 4 点を終えることとしている。①については、2016 年 2 月に C/P 5 名の配置と同ユニットの役割が公式に承認されたことを確認したため、②～④を行うにあたり留意すべき事項を記載する。

##### 1) パイロット WSP の承認手続き（②）

パイロット活動実施に係る MOU の締結に先立ち、全国知事会（Council of Governors）の承認を得る必要がある。水分野における MWI とカウンティとの協議の場として、Water Sector Technical Committee が 2016 年 3 月に設置された。この会合において、本プロジェクトの活動内容・パイロット地域選定の条件等について、MWI がカウンティ側の関係者に説明を行い、パイロット WSP を決定する際の評価基準について了承を得る必要がある。その後、パイロット WSP の選定（案）を Water Sector Technical Committee に提示し、合意を得た上で、全国知事会の下部組織である全国知事会技術審議会（水分野）や全国知事会からの承認が得られるよう手続きを行う必要がある。

以上を踏まえ、コンサルタントは、MWI がカウンティに説明を行う際の資料作成や助言等を行う。なお、Water Sector Technical Committee におけるパイロット WSP の承認までをプロジェクト開始後 3 カ月以内に目指すものの、詳細計画策定調査時には存在しなかった手続きであるため、プロジェクト開始後 3 カ月以内にパイロット WSP の承認が難しいと判断された時

点で、コンサルタントは JICA に報告すること。JICA は、コンサルタントの報告を受け、パイロット WSP の決定時期を柔軟に検討する。

### 2) 後発パイロット WSP への支援方針 (②)

本プロジェクトではケニア政府の強い要望により、パイロット WSP の数を当初予定していた 6 箇所から 9 箇所に変更することとなった。しかし、全てのパイロット WSP を同時に支援することは現実的に困難であるため、先行して支援を行うパイロット WSP (6 箇所) と、後発パイロット WSP (残り 3 箇所、第 3 期に支援開始) の 2 段階に分けてパイロット WSP を支援することとしている。コンサルタントは、第 2 期までに 6 箇所のパイロット WSP に対する支援を完了させるようなタイムラインを検討すること。

また、後発のパイロット WSP における活動内容は、第 2 期内にプロジェクトの活動の進捗を踏まえ決定する方針であるものの、パイロット WSP を決定する段階で、少なくとも以下 2 点に係る対応方針は整理する必要がある。

- ア) 先行パイロット WSP が、年間活動計画に定められた目標を達成できないなどの問題を抱えた場合の、後発パイロット WSP への支援方針（後発パイロット WSP への支援の一部を遅らせる、もしくは簡素化する（例えば啓発活動のみにする）など）
- イ) 後発パイロット WSP への支援実施中における、先行パイロット先のフォローアップ方法

### 3) 供与機材決定のタイミング (③)

本プロジェクトでは KEWI (成果 3) 及びパイロット WSP (成果 4) に対して資機材の供与を行う予定である。コンサルタントは、パイロット WSP の選定と同時に、各パイロット WSP における無収水の課題を特定し、ミニッツに記載のとおり原則としてプロジェクト開始後 3 カ月以内に投入資機材の詳細を原則として決定すること。

また、KEWI より供与要請のあった一部資機材（相関式漏水探索機、漏水探査実習場、メーター検査試験機）については、KEWI の研修戦略や計画、資機材の維持管理能力を把握し、資機材の必要性を検証した後に、KEWI 及び JICA と協議した上で、供与の可否を検討する。

なお、MWI からは各パイロット WSP に対して 300 個ずつ水道メータ一を供与するよう要請があったものの、現時点では必要性が判断できない。コンサルタントは、活動 4.1 及び 4.2 を実施する過程で、メーター供与の必要性及び数量を技術的観点から検討すること。

### 4) 本邦研修及び第三国研修の検討について (④)

本プロジェクトでは、本邦研修又は第三国研修の実施を予定しているが、現段階では具体的な研修実施場所と内容が決定していない。そのため、ブ

プロジェクト開始後にパイロット WSP の優先課題を把握し、関係者と協議した上で、上記の内容を決定する。なお、ケニアでは既に WASPA の活動を通して WSP 間の技術交流が活発化しており、特に無収水率を 48%から 19%まで低下させた Nyeri やエンブ、メルーは、他の WSP の視察受入れや近隣の WSP へ特定分野の技術的助言を行っている。コンサルタントは、この技術交流の状況も踏まえた上で、プロジェクトにおける研修の方向性及び具体的な内容を検討する。

#### (7) 他ドナーやケニア関係機関との協調

本プロジェクトは幅広い支援内容であるため、他ドナーやケニア国内の関係機関と協調しつつ進めることで、より効率的かつ効果的に活動を実施できる可能性が高い。一方、特に成果 4 に係る活動については、他ドナーと支援内容が重複しないよう細やかな調整を行うことも求められる。このため、コンサルタントは、他ドナー等の活動の詳細を第 1 期のベースライン調査時に把握し、他ドナー等との連携による成果の拡大や活動の重複の有無について検討する必要がある。

#### (8) 無収水に係る政策及び戦略の策定支援（成果 1）

無収水対策ユニットの主な役割の一つは、無収水に関連する政策・戦略の策定である。政策の立案に係る直接的な支援は本プロジェクトでは実施しないものの、無収水対策の観点からの技術的助言については可能な範囲で対応することをケニア側と合意している。そのため、特に MWI に配置される業務従事者は、本合意事項を念頭に置いて業務にあたる必要がある。

#### (9) 日本の地方自治体の知見の活用検討（成果 4）

成果 4 の活動に求められる無収水削減計画策定、及び活動のモニタリングなど、水道事業マネジメントに係る知見は、日本の地方自治体が実践的なノウハウを有する。加えて、本プロジェクトで本邦研修を行う場合には地方自治体の協力は欠かせないため、自治体ないしは自治体関連企業との連携可能性を検討する。

#### (10) 運営指導調査・モニタリング調査

プロジェクト実施期間中に、活動の進捗状況の確認、及びプロジェクトの方向性の検討のため、JICA として運営指導調査団を複数回派遣する予定である（派遣時期はコンサルタントと JICA の協議により決定する）。同調査の実施に際して、コンサルタントは、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供すると共に、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与すること。

### 6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について、効果的かつ効率的な実施方法をプロポーザルで提案すること。

## 【第1期契約期間：2016年9月～2017年8月】

現状分析により、プロジェクトの全体像及びケニア側の現在の無収水削減活動を実施するキャパシティや課題を正しく把握した上で、それぞれの成果・活動内容に応じた実施体制を整え、個々の活動を開始する。

### (1) ベースライン調査の実施

ケニアにおける無収水関連活動の全体像を把握する。また、本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価を行うために想定されている「別紙1 ベースライン調査項目（案）」の情報を収集し、プロジェクト開始時点のベースライン値を確認する（ベースライン調査の項目及び手法、数量等は、上記案を踏まえプロポーザルで提案すること）。また、調査結果を分析し、第1期契約期間終了前に実施するJCCにおいてPDM・POを改訂する（現状空欄としているPDMの指標の設定を含む）。

### (2) 成果1に係る活動

#### 1) 無収水削減年次報告書の作成方針の検討（活動1.1関連）

無収水対策ユニットとWASREB等との間で積極的に情報収集を促進し、無収水対策ユニットが無収水削減年次報告書を作成するために必要な情報を収集する。

なお、無収水削減年次報告書は、ケニア国内の無収水対策に関する機関（MWI無収水対策ユニット・WASREB・KEWI・WSP）の年間活動結果、及び関連機関の活動をレビューすることで、各機関の無収水削減活動を促進するために必要な提言を行うものである。以上の趣旨を踏まえ、コンサルタントは本報告書の作成方針をプロポーザルで提案すること。

#### 2) カウンティ及びパイロットWSPへの啓発活動計画の作成

（活動1.2、1.3関連）

無収水対策ユニットに対して、カウンティの無収水に対する理解を深めるための、啓発活動の実施支援を行う。また、同ユニットに対して、盗水削減などを目的としたパイロットWSP向けの住民啓発キャンペーンの実施支援を行う。なお、予算計画の作成等、これらの活動を行う際に必要な業務の側面支援も含む。

カウンティへの啓発活動は、全カウンティの大蔵が集まるCouncil of Governorsの場において、年1回開催する想定である（旅費はカウンティ負担）。パイロットWSP向けのキャンペーンは、活動4.5を開始したパイロットWSPにおいて年2回ずつ開催する予定であるが、詳細は現地で実施機関と協議の上決定する。

#### 3) KEWI及びWASREBの無収水関連活動のレビュー

（活動1.4、1.5関連）

無収水対策ユニットが、KEWI及びWASREBの無収水関連活動の年次

レビューを実施するために必要な情報収集を行う。本レビューに基づき KEWI と WASREB は次年度以降の活動計画を見直し、両機関からはレビューの趣旨について理解を得た上で、情報収集にあたること。

### (3) 成果 2 に係る活動

#### 1) 無収水削減基準に係る情報収集（活動 2.1 関連）

WASREB と共同で、無収水削減基準の改訂方針を検討するため、Urban WSP に対して現行の無収水削減基準に関し、全 Urban WSP を対象とした利用状況を確認する。調査項目・調査手法については、同調査経費の節減を念頭に置きつつプロポーザルで提案すること。また、無収水削減基準の承認プロセス及び承認に必要な期間についても併せて情報収集を行うこと。

### (4) 成果 3 に係る活動

#### 1) KEWI の無収水関連コースの分析（活動 3.1、3.2 関連）

ベースライン調査の結果を踏まえ、KEWI の無収水関連コースの内容、実施状況等を把握した上で、現状を分析する。その上で、無収水関連コースの内容と KEWI 講師の指導方法に関する課題を抽出する。なお、本プロジェクトでは KEWI の無収水短期コースを中心に改善するが、現状を正確に把握するため、長期コース内の無収水関連科目と GIS 短期コースについても現状分析を行うこと。

#### 2) 研修実施体制の整備（活動 3.3 関連）

リーディング WSP による、他 WSP への研修実施状況（頻度、研修内容、費用負担等）を確認する。また、リーディング WSP と KEWI が合同で研修を行う際に必要な手続きを把握した上で、KEWI とリーディング WSP による合同研修を行うための実施体制を整備し、研修を実施する（期間は 3 週間／1 回を想定しているが、詳細は現地で協議の上、決定すること）。

合同研修を実施する際は、KEWI 講師がリーディング WSP での実地研修（施設見学や漏水対策の方法論など）に参加できる体制を整えること。

#### 3) 講義内容・方法の見直し（活動 3.4 関連）

上記 1) 及び 2) の結果を踏まえ、コース内容や教材、KEWI 講師の指導方法を見直し、これらの改善方針を検討する。

#### 4) KEWI への供与機材の検討（活動 3.4 関連）

KEWI から要請がある、漏水探査実習用の資機材（相関式漏水探索機、漏水探査実習場）、及び水道メーターの維持管理実習に必要な資機材（メーター検査試験機など）の供与の必要性を技術的観点から検討し、その結果を JICA に説明する。

### (5) 成果 4 に係る活動

#### 1) パイロット WSP（案）の決定（活動 4.1 関連）

ベースライン調査の結果等を踏まえ、パイロット WSP の評価基準を検討し、Water Sector Technical Committee で基準の合意を図る。その上で、エンブ・メルーを含めた 9 箇所のパイロット WSP を、関係者間で協議した上で決定する（JICA と協力して実施する）。

パイロット WSP の評価に必要な調査項目（案）は配布資料の詳細計画策定調査報告書（案）の通りであるが、特に残り 7 箇所のパイロット WSP を検討する際は、円滑な活動が実施できる可能性に加えてパイロット活動の成果の持続性を考慮する必要がある。

以上の点を踏まえ、下記 a)～b)についてプロポーザルで提案すること。

- a) パイロット WSP の評価基準（案）と評価方法
- b) 選定基準及びパイロット WSP を決定するために必要な調査項目

## 2) 無収水の具体的な状況把握（活動 4.2 関連）

ベースライン調査の結果も踏まえ、1) で決定した 9 箇所のパイロット WSP（案）を、先行支援対象の WSP（6 箇所）と後発支援対象の WSP（3 箇所）に区分する。その上で、先行支援対象の 6 箇所のパイロット WSP（案）の無収水削減活動の状況を精査し、無収水の状況（物理的損失及び見かけ損失）を把握した上で、その課題を抽出する。

先行／後発の 2 種類にパイロット WSP を区分する際の評価の項目（案）は詳細計画策定調査報告書（案）のとおりだが、実施機関及びカウンティに対して透明性の高い説明を行うため、評価方法をプロポーザルで提案すること。

## 3) 無収水削減計画の作成（活動 4.3、4.4、4.8 関連）

2) の活動結果を踏まえ、先行支援対象のパイロット WSP が課題を解決するための方法論を検討し、5 カ年を目標とした無収水削減計画を作成する。加えて、本計画に基づき、無収水削減年間計画を作成する。計画を策定する際はパイロット WSP 内で関係部署ミーティングを開催し、組織的に無収水に対応することを、パイロット WSP 内で意識づけること。また、達成度を適切に測るために、無収水年間削減計画の目標には指標を設定し、各年度の終了時に達成度を測定すること。

## 4) パイロット WSP 向けの機材計画の検討（活動 4.5 関連）

3) で作成した無収水削減年間計画に基づき、活動 4.5 を実施するために必要な機材を検討し、日本側が供与する必要のある機材について JICA と協議する。コンサルタントは、供与の必要性が認められた機材について、JICA 本部が指定する入札関連書類（輸送情報シート、機材総合情報シート、仕様書案、参考銘柄情報シート、銘柄指定理由書、機材設置先／需要者チェックリスト等）の作成に協力する。

## 5) 無収水削減対策（活動 4.5 関連）

無収水削減年間計画に基づき、リーディング WSPにおいて無収水削減対策を実施する。なお、プロジェクト完了までに9箇所のパイロット WSP を支援するため、複数のパイロット WSP を同時並行で支援する想定である。コンサルタントは、パイロット WSP における活動の工程を検討した上で、効率的な活動を行うための実施方針と手法をプロポーザルで提案すること。

(6) 成果5に係る活動

知見・ノウハウの普及セミナー開催方針の検討（活動 5.1 関連）

WASPA・MWI・本プロジェクト間で MOU を締結した上で、Urban WSP に対して、無収水に係る知見やノウハウを普及することを目的とした定期会合を開催する。本定期会合には無収水対策ユニットを主体的に関与させ、同ユニットが会合のアレンジやプレゼンテーションを行うために必要な側面支援を行うこと。

(7) モニタリング・シートの提出

ワーク・プランに基づき進捗を振り返り、プロジェクト開始1ヵ月後までを目途にモニタリング・シート Ver.1 を JICA に提出する。また、プロジェクト開始6ヵ月の段階でそれまでの進捗を振り、必要に応じて今後の計画を見直しの上で、モニタリング・シート Ver.2、Ver3 を提出する。

(8) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第1期契約期間の活動状況を業務進捗報告書（第1期）として取りまとめる。

【第2期契約期間：2017年9月～2019年8月】

第1期で修正した PDM・PO 等に基づき、成果1・3・4を中心に活動を展開することで、無収水対策ユニット・KEWI・先行パイロット WSP において、PDCA サイクルに基づく自立的な業務改善方法を定着させる。また、第2期後半（2018年7月以降）は、無収水対策ユニット及び KEWI に対するコンサルタントの支援を徐々に少なくすることで、これらの実施機関が期待される役割を自立的に果たすことを目指す。

(1) 成果1に係る活動

1) 無収水削減年次報告書の作成（活動 1.1 関連）

無収水削減年次報告書を作成し、関係機関（MWI、WASREB、KEWI、各 County 等）へ配布する。また、前年度の報告書作成に係る教訓を踏まえ、次年度以降の報告書を作成する体制を整備する（各年度に1回ずつ発行する想定）。

2) カウンティ及びパイロット WSP への啓発活動

（活動 1.2、1.3 関連）

カウンティ向けの啓発活動、及びパイロット WSP の住民向けのキャンペ

ーン実施を支援する。また、これらの活動の教訓を踏まえて、次期啓発活動の計画・実施を支援する。

3) KEWI、WASREB に対する活動レビュー（活動 1.4、1.5 関連）

第1期で収集した情報に基づき、KEWI・WASREB の活動をレビューした上で、必要な提言を行う。また、前年度のレビュー結果の教訓を踏まえ、次年度以降のレビュー活動を検討・実施する。

(2) 成果 2 に係る活動

1) 利用状況の継続モニタリング（活動 2.1 関連）

第1期で調査が完了していない Urban WSP に対して、無収水削減基準の利用状況調査を実施する。

2) 業務実施体制・手法の見直し（活動 2.4 関連）

(2) 3) のレビュー結果を踏まえ、業務実施体制及び業務実施手法の見直しを行い、その結果を無収水対策ユニットに報告する。

(3) 成果 3 に係る活動

1) 無収水関連研修（活動 3.3、3.4 関連）

KEWI とリーディング WSP の合同研修を実施する。なお、本プロジェクトでは無収水短期コースを計 5 回実施する想定だが、詳細は現地で実施機関と検討すること。また、合同研修の対象は、リーディング WSP を除くパイロット WSP を対象に含めること。

本合同研修経験、及び下記 3) で実施するトレーススタディの結果を基に、無収水削減コースの内容、教材、KEWI 講師の指導方法を改善する。

2) 業務実施体制・手法の見直し（活動 3.5 関連）

(2) 3) のレビュー結果を踏まえ、業務実施体制及び業務手法等に係る見直しを行い、その結果を無収水対策ユニットに報告する。

3) トレーススタディの実施（活動 3.6 関連）

研修効果を確認するため、研修対象者のトレーススタディを実施し、その結果を報告書に纏める（計 2 回を想定、調査対象は本プロジェクトのパイロット WSP のみとする）。

(4) 成果 4 に係る活動

1) 無収水削減活動（継続）（活動 4.3、4.4、4.5、4.8 関連）

先行支援対象のパイロット WSP における無収水削減対策を実施する。第2期には先行支援対象のパイロット WSP 全てにおいて活動を開始する。なお、リーディング WSP への直接的な支援については、第2期中に全活動を終了することを想定している。

2) 無収水削減計画の更新、及び年間報告書の作成（活動 4.6、4.7 関連）  
無収水削減対策の活動結果を評価・分析し、既存の無収水削減計画（年間計画含む）を更新する。また、活動プロセスを明確化するため、無収水削減活動の年間報告書を作成する。なお、年間報告書は無収水削減基準や優良事例に活用するため、WASREB に提出すること。

(5) 成果 5 に係る活動

1) パイロット WSP 以外への成果の発信（活動 5.1 関連）

第 1 期に引き続き、無収水対策ユニット主導で Urban WSP 向けのセミナー／会合を開催する（計 4 回／ナイロビにて開催を想定しているが、回数と開催場所の詳細は、現地で関係機関と協議し決定する）。特に、第 2 期中には最低でもリーディング WSP における活動は終了する予定のため、当該活動の成果をパイロット WSP 以外の Urban WSP に発信すること。

(6) モニタリング・シートの提出

ワーク・プランに基づき進捗を振り返り、必要に応じて今後の計画を見直しの上、6 カ月毎にモニタリング・シート Ver.4～7 を JICA に提出する。

(7) 後発パイロット WSP への支援内容の検討

第 2 期までの活動の進捗を踏まえ、後発パイロット WSP への支援内容を検討し、JICA に提案する。最終的な活動内容は、ケニア側と JICA 側で協議し決定するが、コンサルタントは技術的な観点から本協議を行う JICA の支援をする。また、後発パイロット WSP における活動内容の承認に必要な手続きを支援する。

(8) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第 2 期契約期間の活動状況を、業務進捗報告書（第 2 期）として取りまとめる。

【第 3 期契約期間：2019 年 9 月～2021 年 9 月】

プロジェクトの仕上げの期間として、第 2 期までに強化した無収水対策ユニットと KEWI 研修等を活用し、主に後発支援対象のパイロット WSP が無収水削減活動を実施する上で必要な支援を行う。また、成果 4 の結果を踏まえた無収水削減基準の改訂や、他の Urban WSP への知見・ノウハウの普及を本格化させることで、Urban WSP に対する支援体制を確立させる。

また、第 3 期は、特に 5 項目評価を強く意識して活動を進める。「持続性」の観点では、プロジェクトで実施支援した各活動をケニア側が独力で行うことができるなどを確認する。「インパクト」の観点では、上位目標の達成見込みを分析し、必要に応じてプロジェクトの活動内容を見直す。

### (1) 成果 2 に係る活動

#### 1) 無収水削減基準の改訂（活動 2.1、2.2 関連）

成果 4 の活動結果、及び経年の無収水削減基準の利用状況調査結果を踏まえ、無収水削減基準の改訂方針を作成する。また、改訂方針に基づき無収水削減基準を改訂する。

#### 2) 無収水削減基準普及ワークショップの開催（活動 2.3 関連）

無収水削減基準普及ワークショップの開催計画を作成し、同ワークショップを開催し、新基準の配布と普及促進を図る（全 Urban WSP に対し 1 部ずつ配布予定）。

#### 3) 無収水削減基準の利用状況や評価に係るモニタリング（活動 2.5 関連）

改訂された無収水削減基準の利用状況や評価に係るモニタリングを行う。なお、モニタリング方法として現地調査は予定しておらず、Email や電話による簡易的な調査を想定している。

### (2) 成果 4 に係る活動

#### 1) 後発支援対象のパイロット WSP の課題の特定（活動 4.2 関連）

後発支援対象のパイロット WSP の無収水削減活動の状況を精査し、無収水の状況を把握した上で、その課題を抽出する。

#### 2) 無収水削減活動の実施（継続）（活動 4.3、4.4、4.5、4.8 関連）

パイロット WSP における無収水削減対策を実施する。なお、具体的な支援内容は第 2 期内に JICA 及びケニア側と協議の上で決定し、関係機関の合意を得ることとする。

#### 3) 無収水削減対策の更新及び年間報告書の作成（継続）

（活動 4.6、4.7 関連）

無収水削減対策の結果を評価・分析し、無収水削減計画（年間計画含む）を作成・更新する。また、活動プロセスを明確化するため、無収水削減活動の年間報告書を作成する。なお、年間報告書は無収水削減基準や優良事例に活用するため、WASREB に提出すること。

### (3) 成果 5 に係る活動

#### 1) パイロット WSP 以外への成果の発信（継続）（活動 5.1 関連）

無収水対策ユニット主導で、Urban WSP 向けのセミナー／会合を開催する（計 4 回／ナイロビにて開催を想定しているが、詳細は実施機関と協議し決定する）。第 3 期はプロジェクトの最終段階であるため、成果 4 の優良事例や改善された KEWI 研修の広報活動を通じて、他の Urban WSP の無収水削減活動を活性化させることを念頭に活動を行う。

#### 2) 優良事例集の作成（活動 5.2 関連）

WASREB 主導で、成果 4 に係る活動結果の優良事例を収集する。収集した事例に基づき、無収水削減基準の事例集を更新する。前プロジェクトで作成した無収水削減ハンドブックには WSP における事例集が含まれているため、この事例集も参考にしつつ、本プロジェクトの活動の知見を積極的に反映すること。

(4) モニタリング・シートの提出

ワーク・プランに基づき進捗を振り返り、必要に応じて今後の計画を見直しの上、6 カ月毎にモニタリング・シート Ver.8~11 を JICA に提出する。

(5) プロジェクト業務完了報告書の作成

全契約期間の活動状況を業務完了報告書として取りまとめる。

【全契約期間を通じての業務】

(1) ワークプランの作成及び合意

1) 第 1 期

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書やベースライン調査を踏まえて、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成する。また、これらを基に、ワーク・プラン（第 1 期）（案）を作成する。同プラン（案）を基に関係機関と協議し、プロジェクトの全体像について合意する。

2) 第 2 期及び第 3 期

前期までの活動結果を踏まえて、当期の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン（案）を作成し、関係機関と協議し、当期の活動内容をワーク・プランとして合意する

(2) 合同モニタリング・JCC の実施

実施機関と共同で、6 ケ月毎に本プロジェクトのモニタリングを実施する。モニタリングの結果は、モニタリング・シート（英文）にまとめた上で JICA ケニア事務所に提出する。同時期に、業務指示書配布資料である「リスク管理・チェックリスト」（和文）も更新し、JICA 本部とケニア事務所に提出する。

モニタリング報告は、プロジェクト開始時点と比べた成果の発現状況、プロジェクト目標や上位目標達成に向けた見込みを活動結果に基づいて分かりやすく表現するとともに、プロジェクトの実施体制、運営上の工夫や教訓も含めて報告するものとする。

また、JCC を半年に一度開催し、上記モニタリング結果の確認を行うと同時に、今後の活動計画や予算確保状況の確認、プロジェクトの実施にかかる重要事項の協議等を行う。

(3) 広報

コンサルタントは以下への情報発信の広報活動を含めつつ、効果的な広報手

法をプロポーザルで提案すること。

1) 現地マスメディアへの発信

プロジェクトの内容や成果をケニア国内に広く周知させるため、プロジェクト開始・終了時ならびに節目となる活動の実施時期には、JICA ケニア事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見の開催や記者向けの説明などを行う。また、本プロジェクトの実施機関（特に無収水対策ユニット）に対しても、現地マスメディアへの発信を積極的に行うよう働きかける。

2) 現地関係機関や他援助機関・NGO 等への発信

本プロジェクトに關係する現地機関、他援助機関・NGO 等が、本プロジェクトに關心を持ち、積極的な参加・協力をを行うために、適切な媒体・方法を通じて情報発信を行う。特に、本プロジェクトは複数の実施機関を対象とした体制面の整備を支援するものであるため、協力の意義を分かりやすく外部に発信することが極めて重要である。そのため、ベースライン調査の結果とプロジェクトの活動により改善された状況を比較し、外部へ積極的に発信することで、実施機関並びにケニア国民が日本の協力の意義を視覚的に感じることのできる広報を実施する必要がある。

3) 日本国内向け広報

プロジェクトの内容や成果を日本国内に周知するため、プロジェクトホームページの開設、JICA プロジェクトブリーフノートの作成・配布、JICA 等の依頼に応じて各種セミナー・勉強会における講演に協力する。その他、効果的な広報手法を積極的に提案し、JICA との合意の下で実行する。

特に、プロジェクトホームページを活用し、プロジェクトの活動に係る記事を定期的に寄稿し、国内広報に役立てること。寄稿に際して、コンサルタントは原稿執筆と写真の準備を行うこととし、サーバ準備や記事のアップロード等の作業は JICA が行う。記事は難解な専門用語は避け、平易な表現にするなど工夫をし、一般国民が読んでも分かるように留意すること。

4) JICA プロジェクトブリーフノートの作成・配布

各期の最後に、それまでの活動の進捗状況をもとに JICA プロジェクトブリーフノートを作成し、JICA に提出するとともに、関係機関に配布する。最終版の作成に当たっては、JCC への説明および内容に関する協議を踏まえること。なお、JICA プロジェクトブリーフノートの内容及び留意点は「7. 成果品等」を参照のこと。

5) 写真、映像

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じ）を撮影し、成果品として提出する（各期 45 枚程度を想定）。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、プロジェクト実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は JICA に帰属するものとする。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1期と第2期は各期のプロジェクト業務進捗報告書、第3期はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれの年次で作成した技術協力成果品を添付するものとする。

	成果品	提出時期	部 数
第1期	業務計画書（第1期） (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第1期）	業務開始から3ヶ月以内	英文：15部
	モニタリング・シート Ver.1	業務着手時（1ヶ月以内）	英文：1部
	モニタリング・シート Ver.2	前Ver.提出から6ヶ月後	英文：1部
	モニタリング・シート Ver.3	前Ver.提出から6ヶ月後	英文：1部
	業務進捗報告書（第1期） ※写真集含む	第1期契約終了時	和文：4部 英文：15部 CD-R（和文）：2枚 CD-R（英文）：10枚
第2期	業務計画書（第2期） (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から1ヶ月以内	英文：1部
	モニタリング・シート Ver.4	前Ver.提出から6ヶ月後	英文：1部
	モニタリング・シート Ver.5	前Ver.提出から6ヶ月後	英文：1部
	モニタリング・シート Ver.6	前Ver.提出から6ヶ月後	英文：1部
	モニタリング・シート Ver.7	前Ver.提出から6ヶ月後	英文：1部
	業務進捗報告書（第2期） ※写真集含む	第2期契約終了時	和文：4部 英文：15部 CD-R（和文）：2枚 CD-R（英文）：10枚
第3期	業務計画書（第3期） (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文：2部

ワーク・プラン（第3期）	業務開始から1ヵ月以内	英文：1部
モニタリング・シート Ver.8	前Ver.提出から6ヵ月後	英文：1部
モニタリング・シート Ver.9	前Ver.提出から6ヵ月後	英文：1部
モニタリング・シート Ver.10	前Ver.提出から6ヵ月後	英文：1部
モニタリング・シート Ver.11	前Ver.提出から6ヵ月後	英文：1部
プロジェクト事業完了報告書 ※写真集含む	第3期契約終了時	和文：5部 英文：15部 CD-R（和文）：2枚 CD-R（英文）：10枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

## 1) 業務計画書

### ① 業務の実施方針

- (ア) 業務実施の基本方針
- (イ) 業務実施の方法
- (ウ) 業務フローチャート
- (エ) 作業工程計画
- (オ) 要員計画
- (カ) その他（再委託業務の仕様、機材輸入、輸送計画、その他必要事項）

### ② コンサルタントの業務実施体制

### ③ 全体見積金額と当該年度契約金額

## 2) ワーク・プラン

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ P D M（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項

#### ⑩ その他必要事項

##### 3) モニタリング・シート

モニタリング・シートは、JICA 指定の様式に基づき作成すること。

##### 4) 業務進捗報告書／事業完了報告書記載項目（案）

①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）活動内容（業務フローチャートに沿って記述）

②プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）

③プロジェクト目標の達成度（中間評価・終了時評価結果の概要等）

④上位目標の達成に向けての提言

⑤次期活動計画（進捗報告書のみ）

⑥添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

（ア）PDM（最新版、変遷経緯）

（イ）業務フローチャート

（ウ）詳細活動計画（WBS等の活用）

（エ）専門家派遣実績（要員計画）（最新版）

（オ）研修員受入れ実績

（カ）遠隔研修・セミナー実施実績

（キ）供与機材・携行機材実績（引渡しリスト含む）

（ク）合同調整委員会議事録等

（ケ）その他活動実績

注) ④、⑤及び（キ）の引渡しリストは事業完了報告書のみに記載

#### （2）技術協力成果品等

以下の技術協力成果品を提出する。提出に当たっては、業務進捗報告書及び事業完了報告書に添付して提出する。

1) 無収水削減年次報告書（各期終了時に提出。）

2) 改訂版の無収水削減基準（全期分の利用状況調査結果含む。）

3) 改訂版のKEWI研修教材、トレーススタディの結果報告

4) KEWIとリーディングWSPの合同研修開催記録

5) パイロットWSPの無収水削減計画（年間計画及び年間活動報告含む。）

当該パイロットWSPにおける活動終了時分の計画のみ要提出。）

6) WASPAと連携したセミナー又は会合の開催記録

#### （3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

2) 活動に関する写真

3) WBS

#### 4) 業務フローチャート

##### (4) JICA プロジェクトブリーフノート

- 1) JICA プロジェクトブリーフノートの基本コンセプトは以下のとおりとし、電子データにより JICA へ提出する。作成イメージは、以下の URL にある事例を参考にする。  
<http://www.jica.go.jp/activities/issues/water/case.html>
  - ・プロジェクトのエッセンスを全て取り込み、簡潔な文書とする（プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ→アプローチの実践結果→プロジェクト実施上の工夫・教訓）
  - ・プロジェクト開始当初から 1 年毎に内容を更新し、プロジェクト終了時には最終結果までを含むようにする。
  - ・日本語及び英語の二言語で作成する。
- 2) 和文・英文共に A4 版 8 枚程度とし、図表、写真を取り入れて分かりやすくプロジェクトの内容を説明する。
- 3) 項目立ては基本的に「1. プロジェクトの背景と問題点」「2. 問題解決のためのアプローチ」「3. アプローチの実践結果」「4. プロジェクト実施上の工夫・教訓」の 4 段落の構成とし、最後にプロジェクト実施期間を明記する。また、本文終了後に参考文献のリストを添付する。
- 4) 1 ページ目はタイトル（タイトルの左下に JICA のロゴ）、写真、対象地域地図で半ページを使用し、その後本文を記載する。本文は 2 段組みとし、日本語版のフォントに関しては、タイトル見出しのフォントは MS ゴシック（太字）で大きさは 16、タイトル上の「JICA プロジェクトブリーフノート」の文字、副題及び作成年月は MS ゴシックで大きさは 10.5 とする。4 段落それぞれの項目のタイトルは MS ゴシックで大きさは 12 とし、本文は MS 明朝で大きさは 10.5、日本語本文中の英語は Times New Roman で大きさは 10.5 とする。英語版のフォントに関してはタイトル見出しのフォントは MS ゴシック（太字）で大きさは 16、「JICA PROJECT BRIEF NOTE」の文字、副題及び作成年月は MS ゴシックで大きさは 10.5 とする。4 段落それぞれの項目のタイトルは MS ゴシックで大きさは 12 とし、本文は Times New Roman で大きさは 10.5 とする。
- 5) 「JICA プロジェクトブリーフノート」の作成に際して使用した写真、図等を用いてプレゼンテーション用のパワーポイント資料を作成する。

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

以下の3つの期間に分けて業務を実施する（全体期間：61カ月）。

- ・第1期：2016年9月～2017年8月
- ・第2期：2017年9月～2019年8月
- ・第3期：2019年9月～2021年9月

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期	約 36. 8 M/M
第2期	約 56. 0 M/M
第3期	約 38. 4 M/M
(全体)	約 131. 2 M/M

##### （2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。なお、業務量に応じて、同分野の業務従事者を2名以上配置することも可能とする。

- ア 総括／無収水管理1（2号）
- イ 無収水管理2
- ウ 配水管網（マッピング、管網解析）（3号）
- エ 流量・水圧・漏水管理
- オ 顧客管理／料金請求
- カ 研修計画／研修管理（3号）
- キ 情報管理／広報

- ・「総括／無収水管理1」を担当する業務従事者は、無収水管理2の業務従事者と協力し、プロジェクト全体を統括するとともに、無収水対策ユニットの体制強化と無収水削減ガイドラインの改訂支援を行う。また、「情報管理／広報」を担当する業務従事者とともに、パイロットWSP以外に対し、成果4の知見やノウハウをプロジェクト対象外のUrban WSPに発信するための支援を行う。
- ・「配水管網（マッピング、管網解析）」を担当する業務従事者は、主にナイロビで業務を行う「総括／無収水管理1」と「無収水管理2」とは異なり、地方都市に位置するパイロットWSPに対して専門分野に係る指導を行う（ほか、成果4を担当する業務従事者は「流量・水圧・漏水管理」及び「顧客管理／料金請求」を想定）。なお、ナイロビと地方都市では物理的に距離があるため、本業務従事者が成果4の活動を統括できる業務実施体制が望ましい。

- ・研修管理を担当する業務従事者は、KEWI をカウンターパートとし、KEWI とリーディング WSP の合同研修の実施を通じて、KEWI の研修実施能力の強化を支援する。

### 3. 対象国の便宜供与

JICA が 2016 年 3 月 7 日にケニア政府と締結した R/D に基づく。

### 4. 現地再委託

ベースライン調査、及び活動 4.1、4.2 のうち、ノーザン地域及びコースト地域における情報収集調査については、治安の関係上、現地再委託により実施することを認める。その際は、再委託を予定する業務内容を明確にし、かつ調査精度担保の観点から、再委託先企業の候補（複数社あることが望ましい）及び候補企業の技術的優位性、経費節減の工夫等をプロポーザルで提案すること（本見積とする）。

また、他に再委託が必要と考えられる業務がある場合、必要に応じて当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託することを可とする（別見積とする）。

### 5. 資機材調達

本業務では（携行及び供与）機材の購入を予定<sup>6</sup>している。購入品目・仕様・本邦／現地調達の区分に係る JICA 側の想定は以下の通り。なお、(1) ④の管理用車両は 2016 年 10 月までに納品が完了する見込みであるため、納品が完了するまではレンタカーを手配し活動を実施すること（本見積とする）。

#### (1) パイロット WSP 調査用の資機材

番号	機材名	数量	備考
①	携帯型超音波流量計	5	本邦調達
②	水圧計（データロガー付き）	10	本邦調達
③	GPS	5	本邦調達
④	管理用車両 (4WD ディーゼル)	2	JICA ケニア事務所が調達 するため、見積計上不要

#### (2) KEWI への供与機材

番号	機材名	数量	備考
①	ノート型パソコン	1	現地調達
②	多機能コピー機	1	現地調達
③	デジタルカメラ	1	現地調達
④	プロジェクター	1	現地調達

<sup>6</sup> 成果 3 の活動に関連する資機材の一部（相関式漏水探索機、漏水探査実習場、メーター検査試験機）及び成果 4 の無収水削減活動の実施に必要な資機材はプロジェクト開始後に決定するため、現時点では同リストの中には含んでいない（変更契約にて追加検討する）。

この他に必要な機材がある場合は、機材名・数量・調達場所（本邦／第三国等）を示した上で、プロポーザルで提案することを認める（別見積）。

コンサルタントは、当機構の業務の一環として関連する会計規程を遵守した方法手段をとり、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2012年度4月版）」に従って資機材を調達すること。

## 6. 関連資料

本業務に係る閲覧資料（JICA 図書館ウェブサイトで入手可能（<http://libopac.jica.go.jp/>））は以下の通り。

- ・ケニア国無収水管理プロジェクト終了時評価調査報告書
- ・ケニア国無収水管理プロジェクト事業完了報告書
- ・エンブ市及び周辺地域給水システム改善計画事業完了報告書
- ・メルー市給水計画事業完了報告書

本業務に係る配布資料は下記のとおり。

- ・ケニア国無収水削減能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書（案）（2015年12月）

※収集資料は JICA 地球環境部にて（03-5226-9535）CD-R で配布いたします。

- ・サイン済み RD（2015年3月7日）
- ・リスク管理チェックリスト（2016年3月更新）
- ・Impact report ver.8（2015年12月）
- ・パイロット候補 WSP 一覧
- ・ポンチ絵集（JICA 作成）
- ・パイロット WSP 承認までの手続き（2016年4月）
- ・各パイロット WSP への支援のタイムライン案（JICA 想定）
- ・要請書

## 7. その他留意事項

### （1）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができ、会計年度ごとの精算は必要ない。

### （2）ケニアにおける国内移動（各都市間）について

コースト地域、レイクビクトリアノース、レイクビクトリアサウス地域に渡航する場合、調査効率を鑑み航空機による都市間移動を認める。見積に計上する際は、JICA 統制レートを掛け日本円で計上すること（本見積とする）。

## 8. 安全管理

（1）現地での業務実施に当たっては安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び

調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。特に、2017年にケニアで開催される総選挙の前後は、ナイロビ及び近郊都市の治安状況が悪化し、活動が制限される可能性がある。

- (2) 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- (3) 宿舎については機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際してはJICAケニア事務所の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。
- (4) ケニア国内（特に首都ナイロビ）における移動は、安全管理上、車両移動を遵守すること。

## 9. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

別紙：ベースライン調査項目（案）

## 別紙 ベースライン調査項目（案）

### 成果 1 :

- ・無収水対策ユニットの業務実施状況、及び事務処理能力
- ・Council of Governors（カウンティの全国知事会）の開催状況（開催頻度、出席率、費用負担の区分等）
- ・MWIによるカウンティ向け啓発活動実績（上水道分野以外も含む）
- ・MWI内の住民向け啓発活動の実績（テーマ、頻度、キャンペーンごとの予算等）

### 成果 2 :

- ・無収水削減基準の認知度
- ・無収水削減基準の活用状況（使用頻度、使用する場面）
- ・無収水削減基準に対する各 WSP の評価

### 成果 3 :

- ・KEWI の中期戦略計画(2016-2020 年)の記載内容、及び無収水関連コース（長期研修内の無収水関連コース、無収水短期コース、GIS コース）の位置づけ
- ・無収水関連コースの既存資料の内容（シラバス、教科書等）
- ・無収水関連コースの実施状況（受講者数、年度別実施回数、定期開催の有無等）
- ・KEWI 本部における保有機材及び機材の利用・保管状況
- ・KEWI 講師の指導方法（模擬講義の実施を KEWI に依頼することが必要）
- ・無収水関連研修に対する満足度（KEWI 研修受講者のアンケート等から分析）
- ・KEWI によるトレーススタディ実施の有無
- ・KEWI の財務状況の確認及び無収水関連研修に係る予算状況（KEWI の財務諸表過去 3 年分程度）

### 成果 4 :

- ・パイロット WSP 候補の組織及び人員体制
- ・パイロット WSP 候補における、中長期又は年間の無収水削減計画の有無
- ・パイロット WSP 候補における、顧客管理状況
- ・パイロット WSP 候補における、水道メーターの設置状況（種別、設置／老朽化状況等）及び更新の必要性
- ・パイロット WSP 候補における、図面管理状況
- ・パイロット WSP 候補における、無収水削減活動の状況（計画への指標設定の有無、計画のモニタリング状況、District Metering Area (DMA) 管理、水圧管理、物理探査実施状況、啓発活動の実施の有無等）
- ・パイロット WSP 候補における、無収水対策用機材の状況（保有機材、保管／活用状況等）
- ・パイロット WSP 候補に所属する、無収水担当職員（マネジメントチーム及びアクションチーム）の実務能力

- ・パイロット WSP の水道サービスに対する、住民の満足度調査（パイロット WSP に所属する職員による住民へのインタビュー調査を想定）  
※本項目については、パイロット WSP 決定後に調査を実施すること。

成果5：

- ・WASPA における月例会、及び無収水及び GIS の分科会の実施状況（参加者数、活動内容、開催頻度等）
- ・WASPA の会員数（Urban WSP のみ）

以上

